

佐世保市民憲章（平成 25 年 4 月 1 日 制定）の解説

佐世保市の市民憲章は、昭和 48 年に「明るく住みよい郷土建設のために市民の願いや誓いを表した“市民の合言葉”」として制定されたのがはじまりです。このたび、市町合併により市域が広がったことや社会情勢の変化から、市内の有識者等の手により見直しを図り、新しい佐世保市民憲章が制定されました。以下に、新しい市民憲章の考え方や用語の意味を解説します。

		解説項目	解説（旧憲章から変わった点や用語の意味など）
はじめに（全体解説）		形式・意図	市民憲章は、“前文”と、5項目からなる“本文”で構成されています。 この文章の構成は、旧市民憲章を踏襲した同じスタイルであり、昭和 48 年制定時の人々の思いを尊重したものとなっています。 前文では、私たち佐世保市民が、どのような“まち”に住み、何を誇りとし、「何を目標に生きていこうとしているのか」を表しています。 本文は、前文に示した目標を実現するために、どうしていこうとするのかを具体的に示しています。
		文体	本市の市民憲章で特徴的なのが、本文各項目の「私たちは、力を合わせ、～～しましょう。」という文体です。 この文体は、昭和 48 年制定時から今回の新憲章にも引き継いだものですが、文法的にはねじれたものになっています。 この文体は、唱和したときにリズム感があってとても響きが良く、団結や絆が感じられることから用いられたもので、誰かから強制されるものではなく、自らを含め皆で同じ目標に向かって前進していきましょうという意志を表しています。
前文	<p>美しい西海の自然、悠久の歴史、豊かな風土・文化に恵まれた私たち佐世保市民は、世界に開かれたまちの住民として進取の心を持ち、平和と郷土の限りない発展を願って、この憲章を守ることを誇りとします。</p> <p>■旧市民憲章</p> <p>美しい西海の自然と、天然の良港に恵まれた私たち佐世保市民は、郷土の限りない発展と平和を願い、この憲章を守ることを誇りとします。</p>	意図	私たちが住む佐世保の特徴を確認したうえで、先人が築いてきたその素晴らしいまちを、平和のうちにさらに発展させ、次世代に引き継いでいこう、そしてそのような姿勢をもつ自分たちを誇りに思っていこうということを表しています。
		美しい西海の自然	佐世保市全体を網羅し、また特長づける地名として、西海国立公園、九十九島、美しい海岸線をイメージしています。
		悠久の歴史	佐世保市は、平成 17～22 年に吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町との合併によって市域が大きく広がりました。それとともに本市の歴史認識（福井洞窟、大野台遺跡など）がより深まったことを強調しています。 ※悠久＝想像もつかないほど遠い過去から変わらず続く様子。（三省堂「新明解国語辞典」より）
		豊かな風土・文化	前述の市町合併により、佐世保市が、海だけでなく山、緑を含めた豊富な自然環境にも恵まれたまちとなり、その土地特有の多様な文化などが永く受け継がれていることを表しています。
		世界に開かれたまち	港湾都市である佐世保市の特徴と将来像を見据え、国際都市として積極的に海外へ羽ばたいていくことをイメージしています。 なお、佐世保市歌にも同様の歌詞が記されています。
		進取の心	「進取の心」には、今までの慣習にとらわれず、前向きに新しいことに取り組んでいくという意味合いがあります。 また、外から来る人・物や情報を積極的に受け入れるという姿勢にもつながっていると捉え、「世界に開かれたまちとして」という言葉に続くことで、市外から訪れる人々へのおもてなし・ホスピタリティの意味合いもあります。 佐世保市の歴史、そしてそれによって育まれた独特な文化や、開放的で前向きな気質「進取の心」を持ち続けることで、佐世保市のさらなる発展を目指すことを表しています。 ※進取⇒今までの慣習にかかわらず、意欲的に新しい事をする事。（三省堂「新明解国語辞典」より）
		平和と郷土の限りない発展を願って	旧市民憲章は、「郷土の限りない発展と平和を願い」とありました。 新市民憲章では、平和があってこそ郷土の発展があるとの解釈から、“平和”を先に表記しています。
誇りとします。	旧市民憲章から引き継いだ結びです。 自尊感情が失われつつある中で、胸を張って言える佐世保市民であって欲しいとの期待と願いが込められています。		

	文章	解説項目	解説
1項目	<p>1. 私たちは、力を合わせ、絆を大切にし 明るい家庭と豊かな郷土をつくりましょ う。</p> <p>■旧市民憲章</p> <p>1. 私たちは、力をあわせ、明るい家庭と豊かな郷土を つくりましょう。</p>	意図	豊かな郷土「佐世保」づくりを、市民が一体感をもって取り組む姿勢を表しています。
		絆を大切にし	大震災を契機に、絆の大切さが改めて見直された事を踏まえ新たに追加した文言です。単なる流行語との意見もありましたが、そのような時代に見直されたこともここに残したいという願いも含まれています。また、この項目ではなく、前文で表記することも検討されましたが、“家庭・地域における絆”をより強調する意味から、あえて1項目目で示しています。 なお、“絆”は「徳育推進のまちづくり宣言」の中でも記されています。
		明るい家庭	“家庭”は社会生活を営む上で基本となるものであることから、旧市民憲章を踏襲しています。
		豊かな郷土	建設的、勤労といった積極的なものを感じさせる表現であることから、旧市民憲章を踏襲しています。
2項目	<p>1. 私たちは、力を合わせ、人に親切にし 感謝の心を育てましょう。</p> <p>■旧市民憲章</p> <p>1. 私たちは、力をあわせ、人に親切にし感謝の心を 育てましょう。</p>	意図	この項目は、旧市民憲章と全く変わっていません。 市民がお互いに理解し合い、協働して生活していくための基本姿勢を表しています。
		人に親切にし	目指す行動を「親切にし」と具体的に表すことで、子どもたちにもわかりやすく示しています。 また、市外から訪れる人々への「おもてなし」の心を醸成する願いもあります。
		感謝の心	徳育宣言にもあるように、人とのつながりには「感謝」の心が必要であることを表しています。
3項目	<p>1. 私たちは、力を合わせ、美しい海や山 を守り住みよい環境をつくりましょう。</p> <p>■旧市民憲章</p> <p>1. 私たちは、力をあわせ、美しい自然を守り清潔な まちをつくりましょう。</p>	意図	佐世保市の美しさ・自然を守りながら、人々が住みやすい街をつかっていこうという姿勢を表しています。
		美しい海や山を守り	言葉のとおりですが、ここでいう「守り」とは、自然・天然のものを手つかずのまま残そうということだけではなく、後段の「住みよい環境」をつくるために、“自然の美しさ”と“都市機能”との調和を目指すことを表しています。
		住みよい環境	旧市民憲章では「清潔なまち」と、また、後述する5項目目において「公害のないまち」という表記が用いられていました。 今回の見直しにより、公害に限らずゴミの投棄や地球温暖化などのあらゆる環境問題を包含し、そのような環境問題や天災などから人々を守る、快適で機能的な都市づくりを目指そうという姿勢を、この項目に包含させて示しています。
4項目	<p>1. 私たちは、力を合わせ、お年寄りを 敬い子どもを健やかに育てましょう。</p> <p>■旧市民憲章</p> <p>1. 私たちは、力をあわせ、老人をうやまい子供を大切 にしましょう。</p>	意図	これまで佐世保のために頑張ってきた方々を敬うとともに、これからの佐世保を担う次世代の子どもたちを健やかに育てて いこうとする姿勢を表しています。
		お年寄り	旧市民憲章では「老人」と表わされてきました。 言葉の意味は同じですが、やわらかい表現に改めたものです。
		健やかに育て	旧市民憲章では「大切にし」と表わされてきました。 旧市民憲章での「大切」は“守る”“保護する”の意味に受け取られやすいとの理由から改めたものです。 すべての大人が、すべての子ども達を見守り、健全に育てていくことの重要性を強調して示しています。
5項目	<p>1. 私たちは、力を合わせ、安全で安心な まちをつくりましょう。</p> <p>■旧市民憲章</p> <p>1. 私たちは、力をあわせ、交通事故をなくし公害の ないまちをつくりましょう。</p>	意図	この項目は、文字どおり安全で安心なまちをつかっていこうという姿勢を表しています。 旧市民憲章では、「交通事故をなくし公害のない町をつくりましょう」と表わされてきました。 この項目では、旧憲章のように「交通事故」に限らない“あらゆる事件・事故”のない「安全で安心なまち」をつかっていこうという 姿勢を表しています。 なお、旧憲章に表わされていた「公害」については、前述の3項目目で「住みよい環境」という文言に包含しています。
		安全で安心な	旧市民憲章が制定された昭和40年代は“交通戦争”という言葉ができるほど交通事故問題が深刻な時代でした。 現在も交通事故はなくなっていますが、いま社会では交通事故以外にも、悲惨な事故や、以前には想像もできなかったような 事件が、日々世界中で起きています。このような事件や事故は、市民の努力だけでは防げないものではありませんが、“いつも” “どこも”が安全で、“だれもが”安心して訪れ暮らせるまちを目指すことを表しています。